

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第三条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

（給与に関する特例）
 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

（給与に関する特例）
 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

号俸	俸給月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

2
 6
 （略）

2
 6
 （略）

一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

（給与に関する特例）
 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

（給与に関する特例）
 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

2
5
（略）

2
5
（略）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）（第五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案

現行

附則

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、平成二十六年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。））にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・一

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十八・九四

附則

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・五九

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十九・四四

三 前二号に掲げる職員以外の職員（医療職俸給表（一）又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。） 百分の九十九・三四

2・3 （略）

三 前二号に掲げる職員以外の職員（医療職俸給表（一）又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。） 百分の九十九・八三

2・3 （略）